

(別記)

児童発達支援センター等機能強化事業
委託事業者選定に係る審査基準

評価項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 業務内容の理解度 (配点 30点)	①県内における障害児支援の現状と課題を理解しているか。	10点	5点	2.0
	②障害が疑われる「気づきの段階」での相談や、困難事例に対する相談等に専門的な支援を実施した実績を有しているか。	10点	5点	2.0
	③関係機関のネットワーク構築に取り組んだ実績を有しているか。	10点	5点	2.0
2 提案事業の内容 (配点 40点)	①関係機関の連携強化を目指した障害児支援に関する専門的な研修について、実施方法も含め、効果的な内容となっているか。	10点	5点	2.0
	②地域の障害児通所支援事業所への助言・指導について、実施方法も含め、効果的な内容となっているか。	10点	5点	2.0
	③保育所等や保護者からの相談に対する専門的な支援について、実施方法も含め、効果的な内容となっているか。	10点	5点	2.0
	④地域における中核的な障害児支援機関として、困難事例への支援等を行っている旨の周知を図るための方策が、本業務の目的を達成する上で有効な内容となっているか。	10点	5点	2.0
3 業務遂行の安定・ 確実性 (配点 10点)	①実施スケジュール及び実施体制（配置人員、経験等）について、提案内容を的確に遂行できるものであるか。	10点	5点	2.0
4 個人情報保護等情 報管理体制 (配点 10点)	・個人情報等の保護に関する従事者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。 ・個人情報等の管理上の効果的な対策及び業務の実施に際して入手した個人情報等を扱う際の手順を記した手順書が添付されているか。	10点	5点	2.0
5 経費 (配点 10点)	①評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額）※小数点以下切り捨て	10点		
	合計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査(評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1